

**青 色 情 報****I. 源泉所得税個別相談会**

〔日 時〕 7月3日(金)、6日(月)・7日(火) 《3日間》  
午前10時～12時、午後1時～4時  
※受付は午前・午後とも終了30分前までに済ませてください

〔場 所〕 じばさん三重4階 研修室2

〔持 ち 物〕 平成27年度分並びに平成26年度分源泉徴収簿、納付書

※注意※ 納期限は7月10日(金)です。 納付書は源泉徴収税が『0円』の場合でも税務署に提出する必要があります。

**II. 平成27年度 所得税の主な改正事項**

本年度税制改正の中の主な事項を抜粋し、身近なものについての概要をまとめました。(詳細は、「平成27年度分所得税の改正のあらまし」又は、国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】でご確認下さい。)

**1. 住宅・土地税制**

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措法41)等の以下の措置の適用期限(平成29年12月31日)が平成31年6月30日まで1年6か月延長されました(措法41①等)

- ①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- ②特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例
- ③既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- ④既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- ⑤認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- ⑥東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

**2. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化**

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等について、次の改正が行われました。

(1) 親族関係書類及び送金関係書類の添付等の義務化(所法120③二等)

確定申告において、非居住者である親族(以下「国外居住親族」という。)に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示しなければならないこととする。ただし、下記(2)又は(3)により添付し、又は提示したこれらの書類については、添付又は提示を要しないこととする。

(2) 源泉徴収における親族関係書類の提出等の義務化(所法185等)

給与等又は公的年金等の源泉徴収において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者控除又は障害者控除(以下「扶養控除等」という。)の適用を受ける居住者は、親族関係書類を扶養控除等申告書等に添付し、又はその申告書等の提出の際に提示しなければならないこととする。

(3) 年末調整における送金関係書類等の提出等の義務化(所法190等)

給与等の年末調整において、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける居住者は、送金

関係書類を扶養控除等申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととし、国外居住親族に係る配偶者特別控除の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を配偶者特別控除申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととする。

(注1)上記の「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類(当該書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含む。)で、その国外居住親族がその居住者(納税者)の親族であることを証するものをいう(所規47の2④)。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその国外居住親族の旅券の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(その国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。)

(注2)上記の「送金関係書類」とは、その年における次の①又は②の書類(当該書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含む。)で、その国外居住親族の生活費又は教育費に宛てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいう(所規47の2⑤)

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその居住者(納税者)からその国外居住親族に支払いをしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をその居住者(納税者)から受領したことを明らかにする書類

《適用関係》これらの改正は、平成28年分以後の所得税について適用されます(改正法附則10等)

### 3. 事業所得関係等

- (1) **農業経営基盤強化準備金**(措法24の2)について、対象となる事業者に認定新規就農者である個人が加えられるなど、所要の措置が講じられた上で、その適用期限が2年延長されました(措法24の2①、措規9の3①)

《適用関係》この改正は、平成27年分以後の所得税について適用されます(改正法附則54)

- (2) **農用地等を取得した場合の課税の特例**(措法24の3)について、対象となる特定農業用機械等が機械装置、器具備品、一定の農業用施設である建物等、構築物及びソフトウェアとされました(措法24の3①)。

《適用関係》この改正は、平成27年分4月1日以後に取得等を特定農業用機械等について適用されます(改正法附則65)

## Ⅲ. 平成25年度改正事項のうち、平成27年度分の所得税から適される主なもの

- 1 所得税の税率(所法89)について、次のとおり改正が行われました。(所法89①)

改正前		改正後	
課税される所得金額	税率	課税される所得金額	税率
195万円以下の金額	5%	195万円以下の金額	5%
330万円以下の金額	10%	330万円以下の金額	10%
695万円以下の金額	20%	695万円以下の金額	20%
900万円以下の金額	23%	900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	33%	1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%	4,000万円以下の金額	40%
—	—	4,000万円超の金額	45%

《適用関係》この改正は、平成27年分以後の所得税について適用されます(平成25年度改正法附則5)

## Ⅳ. 平成26年度改正事項のうち、平成27年度分の所得税から適される主なもの

- 1 **公的年金等に係る確定申告不要制度**(所法121)について、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者はこの制度を適用できないこととされました(所法121③)

《適用関係》この改正は、平成27年分以後の所得税について適用されます(平成26年度改正法附則8)